

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

「チャレンジする人が集まる常設の場」整備・管理運営業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

本業務は、広島県が設置する「チャレンジする人が集まる常設の場」の整備・管理運営を一体的に委託するものであり、効果的・効率的に担うことのできる事業者から企画提案を募集する。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

(5) 予算額

32,993千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

平成29年1月10日（火） 午後5時【必着】

(2) 公募型プロポーザルの現地説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る現地（広島市中区紙屋町一丁目4-3エフケイビル1階）説明会を、次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を電話で申し出ること。

ア 現地説明会参加申出場所

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

イ 現地説明会参加申出期限

平成28年12月26日（月） 午前11時まで

ウ 説明会開催日

平成28年12月26日（月） 午後1時から

エ 説明会開催場所

〒730-8511 広島市中区基町9番42号

広島県庁東館8階801会議室（※公募型プロポーザルに係る説明後、現地に移動）

(3) 仕様書に対する質問書提出期限

平成29年1月18日（水） 午後5時【必着】

(4) 上記(3)に対する回答日等

平成29年1月19日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員（企業グループの場合は、代表企業のみ）に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5) 現地見学

現地見学を希望する者は、平成28年12月27日(火)～平成29年1月18日(水)までに、広島県商工労働局イノベーション推進チームに連絡すること。個別に、日時を指定し、担当職員が案内する。

(6) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

イ 提案書提出期限

平成29年1月23日(月) 午後5時【必着】

ウ その他

(ア) 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式6】を提出すること。

提案書の提出後、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(イ) 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

(ウ) 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(7) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリングによる審査会の実施

ア 日時：平成29年1月24日(火) 午後(時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する。)

イ 場所：自治会館303会議室(広島市中区基町10番3号)

ウ 時間：1提案者当たりの説明時間は25分以内とし、内訳は次のとおりとする。

・プレゼンテーション：15分以内

・質疑応答：10分以内

エ 出席者：審査会場の入室は3名までとする。

オ その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする(追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。)。提案者の希望があれば、プロジェクター、スクリーンは広島県で用意するが、パソコン等については提案者で用意すること。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

(8) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

企業グループで参加する場合は、企業グループ構成書【様式4】及び委任状【様式5】をあわせて提出すること。

(イ) 会社概要説明書【様式3】

(ウ) 業務実績書【様式7】

(エ) 主任技術者(設計・施工・工事監理)経歴等【様式8】

イ 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。
(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(9) 仕様書について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (3)仕様書に対する質問書提出期限」までに、仕様書に対する質問書【様式2】により、電子メールにて提出すること。

《送付先アドレス》 syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「「チャレンジする人が集まる常設の場」整備・管理運営業務委託仕様書についての質問」とし、送信後、提出先(広島県商工労働局イノベーション推進チーム)に電話にて着信の確認を行うこと。

《イノベーション推進チーム電話番号》082-513-3353 (ダイヤルイン)

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者からの質問にのみ電子メールにより回答する。

(10) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨をメールにより通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局イノベーション推進チームに対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、平成29年1月27日(金)までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、平成29年1月30日(月)までに、書面により行う。

(11) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(12) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(14) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(15) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(16) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている

ものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 仕様書
- (3) 業務委託契約書（様式）
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 企画提案書評価基準
- (6) 様式類
 - 【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - 【様式2】仕様書に対する質問書
 - 【様式3】会社概要説明書
 - 【様式4】企業グループ構成書
 - 【様式5】委任状
 - 【様式6】取り下げ願い書
 - 【様式7】業務実績書
 - 【様式8】主任技術者（設計・施工・工事管理）経歴等

【問い合わせ先】

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

担当 長谷川，松田

電話 082-513-3355（ダイヤルイン）